

郡山市福島空港活用促進協議会負担金交付要綱

平成 23 年 2 月 17 日制定

平成 29 年 4 月 11 日一部改正

〔都市構想部総合交通政策課〕

(趣旨)

第 1 条 福島空港の利活用促進事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るための郡山市福島空港活用促進協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付手続)

第 2 条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(負担金の交付対象経費)

第 3 条 負担金の交付対象経費は、事業費、会議費、事務費その他の事業の運営に要する経費とする。

(負担金の交付額)

第 4 条 負担金の交付額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 5 条 協議会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。

(概算払)

第 7 条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第 8 条 協議会は、事業が完了したときは、規則第14条の規定により当該完了の日から30日以内に事業の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 協議会は、実績報告書を事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により協議会に通知するものとする。

ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から施行し、平成22年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行し、平成29年度以後の年度分の負担金について適用する。